



添付書類をご用意ください



詳しくは滋賀県自動車健康保険組合へお問い合わせください。

住民税非課税の方	被保険者の住民税の（非）課税証明書（原本）
被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない方	被保険者および被扶養者全員の所得額がわかる書類

※4月から7月診療分については前年度の証明が、8月から翌年3月診療分については当年度の証明が必要となります。

〈例〉

- ・平成28年8月診療分～平成29年7月診療分
→ 平成28年度（平成27年中収入）の（非）課税証明
- ・平成29年8月診療分～平成30年7月診療分
→ 平成29年度（平成28年中収入）の（非）課税証明

「限度額適用・標準負担額減額認定」の低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	「限度額適用・標準負担額減額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」
長期入院（申請月以前の1年間で90日を超えて入院）される方	入院期間を証明する書類 （入院期間が記載されている領収書など）